

連 茂 議員 「赤井川村における保育の課題について」

Q-1 未就学児童、保育所入所児童等について

A 本年9月1日現在において未就学児童29人中、村のへき地保育所入所は16人、小樽市や余市町への広域入所が8人、保育所等に通っていない児童は5人となっています。

赤井川に通わない要因についてですが、子育て世帯の就労状況や幼稚園に通わせたいなどの様々な理由から、村外の保育所や認定こども園に通われている状況にあと思われ、村のへき地保育所では、子育て世帯ひとつ一つの多様なニーズに応えきれていないという点に要因があると考えています。

Q-2 へき地保育所における職員数について

A 現在病気休職中の職員を含め、保育士有資格者3人、保育補助者2人、半日勤務の清掃担当職員の計5.5人を配置しております。保育士の国の配置基準は、2歳児4人、3歳児3人、4歳児4人、5歳児5人の現在の入所状況では、配置すべき人数は3人となり充足していることとなります。

また、北海道からの施設運営監査において、施設開設中は必ず1人以上の有資格者を配置するよう基準があること、加速する国の少子化対策を見据え、有資格者の確保を目的に、令和5年度より地域おこし協力隊員又は会計年度任用職員としての募集を継続しており、応募を待つだけではなく、道内大学等の就職セミナーにも参加し、有資格者確保に努めております。

Q-3 1歳児保育受入について

A 以前私から考えをお伝えさせて頂きましたが、昨年度実施したアンケート結果を鑑み、1歳児保育の要望より受入時間の延長(延長保育)や土曜保育のニーズが増えている状況から、有資格者を確保し体制を整えたなかで対応を考えたいと思っております。なお、1歳児保育に関しては、今後の国の少子化対策の動向を注視していく考えでおります。

Q-4 保育所職員の人材育成、研修機会の確保について

A 外部機関への積極的な研修参加は一部職員には実施しておりますが、施設柄会計年度任用職員を含む全ての職員が外部研修を受けることができていないため、専門家を招いた研修を実施するよう、私より年度当初に担当課長(へき地保育所長)へ指示しております。

また、親の期待として「教育」や「運動能力」という点がございしますが、「教育」に関してはALTによる「英語」に触れる機会、保育の中での特に小学校入学前

の5歳児には「平仮名や数字」に触れる機会を、「運動機能」については、通常の遊びの中で、こどもの成長に合わせたプログラムを提供しています。他町村の公立保育園においては、「運動トレーナー」を招き保育カリキュラムに組み込む事例もありますことから、これら取り組みを調査して参りたいと考えております。

いずれにしても、へき地保育所は小学校への礎をつくる場と捉え、引き続き保育環境の充実に努めていく考えです。

Q-5 保育料の現状と無償化への考え方について

A すでにご承知のように、村民であればへき地保育所の保育料は無償化しております。また、国の保育料無償化制度として3歳児以上は無償化されており、3歳児未満の広域入所利用世帯については所得に応じて保育料は有料となりますが、一定の所得以下の第2子目の保育料については、北海道の補助制度を活用して無償化をしております。

完全無償化への考えですが、今後の国の少子化対策の動向を注視しつつ、広域入所者への対応判断が必要な時期を見定める必要があると考えています。

最後に保育所に関する村の運営方針等に関するご質問ですが、へき地保育所保育目標と保育方針を掲げ職員に共有しております。また、デイリープログラム(一日の流れ)は所内へ掲示し、年間行事に関しては毎年春に開催する保護者との懇談会時に説明をさせていただいております。

教育長 答弁

Q6 以前執行方針で述べた幼小中の連携について、連携についての具体的なイメージと、現時点で伝えられるスケジュールがあれば

A 令和3～5年度教育行政執行方針「教育行政に臨む基本姿勢」では、「保育所と小学校、小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルを充実させる取組を進める」としていましたが、本年度においては「これまで継続して行い、成果を上げてきた小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルの取組の充実を発展させ、一貫教育に向けた取り組みを進める」としてしております。

これは、保育所との連携は取組の充実が図られてきたことを踏まえ、新たな適正配置に向けて、連携教育から今後に向けての一貫教育の在り方について、具体的計画策定段階に入ったことから変更したものであります。

御質問の保育所と学校との連携について、現在具体的に実施しているものとしては、小学校の生活科発表会や学習発表会総練習での保育所の子供たちの小学校への

訪問、生活科村内施設訪問や小学校集合学習での小学校児童の保育所への訪問や交流など、いわゆる小1プロブレムの解消やスムーズな連結を目指した取組を、中学校においてはキャリア教育を目的とした保育所訪問などを行っているところです。

指導者間では、両者の施設設置目的は違うものではありませんが、保育所保育士と小学校教諭の互いの施設訪問、見学と情報交換による子供たち理解の共有や今後の保育や教育に向けての望ましい在り方等についての協議を重ねてきています。また、特に支援が必要な子供への対応や措置の在り方については、各者の代表による協議会を設け、意見交換や審議をしており、これらについては継続していく方針です。

今後のスケジュールということについては、これらの取組を継続していく予定であり、適正配置後の対応については課題等状況を見ながら検討することとしています。

能登 ゆう 議員 「学校施設の維持管理について」

Q-1 学校施設の点検体制について

A 消防設備や電気・機械設備などについては専門業者による法定点検を定期的に行っておりますが、校舎本体に係る専門家による定期点検は行っておりません。

理由については、毎日の業務として学校管理者が校舎内外の異常の有無を確認する巡回を行っており、施設の不具合や危険箇所が見つければ、教育委員会事務局をつうじて、建設課建築系の資格者が現場を確認し、必要と確認されれば、専門の業者に調査を依頼することで、対応できているためです。

また、地震などの災害対応として照明などの落下危険物については、照明器具交換の際に安全を確認している状況にあります。

Q-2 修繕が必要な状況とその対応について

A 主に財政的な理由から、必要な修繕がむやみに先送りされていないかとのご質問ですが、各学校とも経年劣化により修繕を必要とする箇所は存在していると認識しています。特に子供たちが日々の学校生活に関わる危険と思われる箇所などについては早い段階で対応を心がけていますが、大規模修繕を必要とする箇所については、毎年の予算と相談しながら優劣をつける対応で改善を図っています。

予算と相談しながらの対応が「むやみに先送り」と受け取られているのだと感じていますが、あらゆる公共施設については予算と相談しながら改善を図ることが村長として判断して行く私の責務だと考えております。